

〒XXX-XXXX
XX県XX市XX〇〇—〇〇—〇〇

〇〇 〇〇 様



〇〇〇〇〇 (整理番号)

平成29年 月
軽自動車検査協会

お詫びとお願ひ

平素より当協会の軽自動車検査業務にご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

さて、この度、当協会の一部の事務所において、一定の期間、検査機器の設定に不備があったことが判明しました。この結果、車両の検査（車検）を行った際、実際には保安基準に適合していない状態であるにもかかわらず、適合している（合格）と判断してしまった車両が存在する可能性が出てまいりました。皆様にはご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。

このため、当協会では、検査機器に不備のあった事務所で該当の期間に車検を受けられた軽自動車ご使用の皆様に、保安基準への適合性を再度確認するための無料の検査（以下「確認検査」といいます。）を受けて頂くようお願いすることといたしました。

誠に申し訳ありませんが、お客様が使用者となっている下記車両番号の軽自動車がこれに該当しております。ご多忙とは存じますが、確認検査を受けて頂きますようお願いいたします。この検査は強制のものではありませんが、ご使用になられている軽自動車の安全確保の観点から、受検して頂きますようお願いいたします。なお、確認検査の結果にかかわらず、お手元の車検証はそのまま有効で、この確認検査の結果によって車検証が使えなくなるといったことはありません。

当協会といたしましては、再度このようなことをおこすことのないよう、検査業務の信頼性の向上に努めてまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

記

車両番号

●●500は1234

確認検査の受検の方法などの詳細につきましては裏面をご覧ください。

また、このお知らせの内容について、より一層のご理解をいただくために、別紙3「Q&A」を同封いたしましたので、ご一読くださいますようお願い申し上げます。

その他、ご不明の点等がございましたら以下の連絡先までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

軽自動車検査協会 確認検査専用窓口

電話：050-3684-6051

※受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日及び12月29日～1月3日は除きます。）

※本件については、ホームページでもお知らせしています。

http://www.keikenkyo.or.jp/about/about_000808.html



このお知らせは、確認検査の際にご持参ください。

(確認検査受検の際ご提示が必要となります。)

1. 確認検査を行う軽自動車検査協会事務所

別紙1「事務所・支所・分室一覧」記載の最寄りの事務所、支所又は分室

※車両番号の地名表示(例:足立・福井・大分)にかかわらず、全国どの事務所等でも受検頂けます。

2. 確認検査を行う日時(受付時間)

平日(月～金曜日。なお、祝日及び12月29日～1月3日は除きます。)の午後1時～4時45分

※午前中でも受検は可能ですが、午前中は一般の車検業務で混雑している場合が多いため、ご来所頂いても相当時間お待ち頂く場合がございます。このため、午後の時間での受検をお願いしております。なお、午後3時以降が比較的スムーズに受検いただけます。

3. 確認検査の予約のお願い

お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご希望の日にスムーズに受検して頂けますよう、別紙2「確認検査の予約方法」よりご予約のうえご来所頂きますようお願い申し上げます。なお、ご予約の際ご案内する予約番号を以下の欄にご記入ください。確認検査予約電話システムは24時間365日ご利用可能です。

確認検査予約用アカウントID

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

暗証番号

〇〇〇〇

予約番号ご記入欄

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

4. 検査で再度確認する内容 (下記のうち該当するもののみ記載)

主ブレーキの制動力の総和 主ブレーキの制動力の総和が小さいと制動力が低下し、制動停止距離に影響があるおそれがあります。	
後車輪にかかわる制動力の和 後車輪にかかわる制動力の和が小さいと制動力が低下し、制動停止距離に影響があるおそれがあります。	
主ブレーキの制動力の左右差 主ブレーキの制動力の左右差が大きいとブレーキが片効き状態となるため、制動時の操縦安定性に影響があるおそれがあります。	
駐車ブレーキの制動力 駐車ブレーキの制動力が小さいと制動力が低下し、急な坂道などの勾配で停止に影響があるおそれがあります。	
走行用前照灯(ハイビーム)の最高光度点の向き 走行用前照灯(ハイビーム)の最高光度点の向きが上方又は下方に照射していると、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物の確認に影響があるおそれがあります。	
走行用前照灯(ハイビーム)の最高光度点における光度 走行用前照灯(ハイビーム)の最高光度点における光度が低いと、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物の確認に影響があるおそれがあります。	
速度計の誤差 速度計(スピードメータ)の誤差が大きいと、走行時における速度計の指示速度に影響があるおそれがあります。	

事務所受付印	通信欄

事務所・支所・分室一覧

別紙 1

地区	事務所名	確認検査予約電話番号	所在地
北海道	札幌主管事務所	050-3818-8600	札幌市北区新川五条二十丁目1番21号
	函館事務所	050-3818-8601	函館市西桔梗町830番地11
	旭川事務所	050-3818-8602	旭川市春光6条5丁目1番23号
	室蘭事務所	050-3818-8603	室蘭市日の出町二丁目39番2号
	釧路事務所	050-3818-8604	釧路市鳥取大通六丁目2番3号
	帯広事務所	050-3818-8605	帯広市西十九条北一丁目8番11号
	北見事務所	050-3818-8606	北見市東三輪3丁目25番の17
東北	宮城主管事務所	050-3818-8607	仙台市宮城野区中野四丁目1番地の38
	青森事務所	050-3818-8608	青森市大字浜田字豊田129番2
	青森事務所八戸支所	050-3818-8609	八戸市北以外工業団地一丁目9番2号
	岩手事務所	050-3818-8610	盛岡市湯沢16地割15番地10
	秋田事務所	050-3818-8611	秋田市寺内字三千刈463番地3
	山形事務所	050-3818-8612	山形市立谷川三丁目3553番地
	山形事務所 庄内支所	050-3818-8613	東田川郡三川町大字押切新田字歌枕109番地3
	福島事務所	050-3818-8614	福島市吉倉字谷地18番1
福島事務所 いわき支所	050-3818-8615	いわき市中部工業団地4番地の3	
関東	東京主管事務所	050-3818-8616	東京都港区港南三丁目3番7号
	東京主管事務所 練馬支所	050-3818-8617	東京都板橋区新河岸一丁目12番24号
	東京主管事務所 足立支所	050-3818-8618	東京都足立区宮城一丁目24番20号
	東京主管事務所 八王子支所	050-3818-8619	青梅市新町六丁目18番2
	東京主管事務所 多摩支所	050-3818-8620	府中市朝日町三丁目16番22
	茨城事務所	050-3818-8621	東茨城郡茨城町若宮字広山887番59
	茨城事務所 土浦支所 *1	050-3818-8622	土浦市卸町二丁目2番8号
	栃木事務所	050-3818-8623	宇都宮市西川田本町一丁目2番37号
	栃木事務所 佐野支所	050-3818-8624	佐野市下羽田町2001番地2
	群馬事務所	050-3818-8625	前橋市野中町322番1
	埼玉事務所	050-3818-8626	上尾市大字平方領家字前505番地1号
	埼玉事務所 所沢支所	050-3818-8627	入間郡三芳町大字北永井360番地3
	埼玉事務所 熊谷支所	050-3818-8628	熊谷市新堀字北原960番2
	埼玉事務所 春日部支所	050-3818-8629	春日部市下大増新田字東耕地115番1
	千葉事務所	050-3818-8630	千葉市美浜区新港223番地8号
	千葉事務所 習志野支所	050-3818-8631	船橋市習志野台8丁目56番1号
	千葉事務所 袖ヶ浦支所	050-3818-8632	袖ヶ浦市長浦字拓式号580番101
	千葉事務所 野田支所	050-3818-8633	野田市上三ヶ尾207番26
	神奈川事務所 *1	050-3818-8634	横浜市都筑区池辺町3914
	神奈川事務所 湘南支所	050-3818-8635	平塚市東豊田字道下369番13
	神奈川事務所 相模支所	050-3818-8636	愛甲郡愛川町中津字桜台4071番5
	山梨事務所	050-3818-8637	笛吹市石和町唐柏792番地1
北信越	新潟主管事務所	050-3818-8638	新潟市東区紫竹卸新町1927番地12
	新潟主管事務所 長岡支所	050-3818-8639	長岡市平島一丁目3番地
	富山事務所	050-3818-8640	富山市藤木520番の1
	石川事務所	050-3818-8641	金沢市新保本四丁目65番地8
	長野事務所	050-3818-8642	長野市西和田一丁目38番1号
長野事務所 松本支所	050-3818-8643	松本市平田東二丁目1番11号	

地区	事務所名	確認検査予約電話番号	所在地
中部	愛知主管事務所	050-3818-8644	名古屋市港区いろは町2丁目56番1
	愛知主管事務所 豊橋支所	050-3818-8645	豊橋市神野新田町字京/割18番地
	愛知主管事務所 三河支所	050-3818-8646	豊田市若林西町西葉山48番2
	愛知主管事務所 小牧支所	050-3818-8647	小牧市新小木三丁目36番地
	福井事務所	050-3818-8648	福井市浅水町138字11の3
	岐阜事務所	050-3818-8649	羽島市福寿町平方字丸池東9番1
	静岡事務所	050-3818-8650	静岡市駿河区国吉田一丁目1番26号
	静岡事務所 浜松支所	050-3818-8651	浜松市東区貴平町字沖/宮563番地
	静岡事務所 沼津支所 *2	050-3818-8652	駿東郡長泉町下土狩字鮎壺1069番地の1
三重事務所	050-3818-8653	津市雲出長常町字六/割1190番10	
近畿	大阪主管事務所	050-3818-8654	大阪市住之江区南港東三丁目4番62号
	大阪主管事務所 高槻支所	050-3818-8655	高槻市大塚町四丁目20番1号
	大阪主管事務所 和泉支所 *1	050-3818-8656	堺市西区山田二丁目190番地の3
	滋賀事務所	050-3818-8657	守山市木浜町2298番地の3
	京都事務所	050-3818-8658	京都市伏見区竹田向代町51番12
	奈良事務所	050-3818-8659	大和郡山市額田部北町980番地の3
	和歌山事務所	050-3818-8660	和歌山市湊1106番地の25
	兵庫事務所	050-3818-8661	神戸市東灘区御影本町一丁目5番5号
	兵庫事務所 姫路支所	050-3818-8662	姫路市飾磨区中島字福路町3313
中国	広島主管事務所	050-3818-8663	広島市西区観音新町四丁目13番13-4号
	広島主管事務所 福山支所	050-3818-8664	福山市南今津町41番地
	鳥取事務所	050-3818-8665	鳥取市安長77番1
	島根事務所	050-3818-8666	松江市馬潟町字帰り木68番1
	岡山事務所	050-3818-8667	岡山市北区久米177番3
	山口事務所	050-3818-8668	山口市葵一丁目5番57号
四国	香川主管事務所	050-3818-8669	高松市国分寺町福家甲1258番地18
	徳島事務所	050-3818-8670	徳島市応神町応神産業団地1番地3
	愛媛事務所	050-3818-8671	松山市南高井町1814番地の2
	高知事務所	050-3818-8672	高知市長浜3106番2
九州	福岡主管事務所	050-3818-8673	福岡市東区箱崎ふ頭二丁目2番49号
	福岡主管事務所 北九州支所	050-3818-8674	北九州市小倉南区沼南町三丁目19番1号
	福岡主管事務所 久留米支所	050-3818-8675	久留米市上津町字中尾山2199番45
	福岡主管事務所 筑豊支所	050-3818-8676	飯塚市仁保23番地の68
	佐賀事務所	050-3818-8677	佐賀市若楠二丁目10番8号
	長崎事務所	050-3818-8678	長崎市中里町1600番2
	長崎事務所 佐世保支所	050-3818-8679	佐世保市沖新町5番1号
	長崎事務所 厳原分室	050-3818-8680	対馬市厳原町久田645の8
	熊本事務所	050-3818-8681	熊本市東区東本町16番3号
	大分事務所	050-3818-8682	大分市三佐五丁目1番27号
	宮崎事務所	050-3818-8683	宮崎市大字本郷北方2729番4
	鹿児島事務所	050-3818-8684	鹿児島市谷山港二丁目4番38
鹿児島事務所 奄美分室	050-3818-8685	奄美市名瀬和光町12番地4	
沖縄	沖縄事務所	050-3818-8686	浦添市字港川512番12
	沖縄事務所 宮古分室	050-3818-8687	宮古島市平良字下里1114番地の1
	沖縄事務所 八重山分室	050-3818-8688	石垣市字真栄里863番地の16

*1は平成29年度前半に、*2は平成29年度後半に移転予定です。
移転後の所在地は当協会の公式サイトでご確認ください。

最新の所在地情報【https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/procedures_000134.html】



確認検査の予約方法

別紙 2

【確認検査予約システム】

- ・確認検査予約システムは、自動音声ガイダンスで 24 時間 365 日ご利用可能です。
- ・予約は、当日を含めた 14 営業日先まで可能です。

【確認検査専用の操作手順】

- ・別紙 1 記載の受検を希望する事務所の確認検査予約電話番号におかけのうえ、以下の手順にしたがって操作してください。(携帯電話・スマートフォンからでも可能です。)
- ・音声の途中でも操作することが可能です。

手順	音声ガイダンス	入力する番号
1	こちらは軽自動車検査協会〇〇事務所、検査予約システムです。検査予約システムのご利用には、アカウントが必要です。アカウントをお持ちの方は「1」を、 ・・・(略)・・・プッシュしてください。	1
2	ログインを行います。アカウント登録を行った電話番号からおかけの方は「1」を、その他の電話番号からおかけの方は「2」をプッシュしてください。	2
3	アカウント ID を入力し、最後に「#」をプッシュしてください。	アカウント ID 10 ケタ + #
4	4桁の暗証番号を入力してください。	暗証番号 4 ケタ
5	ログインが完了しました。確認検査の予約を行います。お手元にメモをご用意ください。土日祝日及び、12月29日から1月3日までを除く、〇月〇日から〇月〇日までの予約を受け付けています。ご希望の受検日を2桁で入力してください。例えばツイタチの場合は「01」と入力します。	検査希望日 2 ケタ
6	〇月〇日ですね。ご希望のラウンドを選択してください。予約可能なラウンドをご案内します。5ラウンドは「5」を、別の受検日をご希望の場合は「9」をプッシュしてください。 <small>(ラウンドとは、通常車検業務を行っている時間帯(1ラウンド～4ラウンド)をいいます。今回の確認検査ではご希望のラウンドを選択する必要はありませんので、「5」を選択してください。)</small>	5
7	5ラウンドですね。確認します。〇〇事務所、〇月〇日、5ラウンド、確認検査、この内容でよろしければ「1」を、予約をせずにメニューに戻る場合は「0」をプッシュしてください。	1
8	予約を受付けました。メモのご用意をお願いします。予約番号は〇〇〇〇〇〇です。繰り返します。予約番号は〇〇〇〇〇〇です。もう一度予約番号を確認する場合は「1」を、もう一台予約する場合は「2」を、メニューに戻る場合は「0」をプッシュしてください。終了する場合は、電話をお切りください。	—

※アカウント ID 及び暗証番号は「お詫びとお願い」裏面に記載してあります。

※最後にご案内する予約番号を「お詫びとお願い」裏面の所定欄にご記入ください。

※ダイヤル回線の場合、ガイダンスが開始されましたら電話機の「*」ボタン(機種により「#」ボタン等の場合もあります。)を押してトーン切り替えをしてください。

※予約に空きがない場合はガイダンス内容が異なる場合がありますので、ガイダンスをよくお聞きください。

※予約完了後に予約日の変更をする場合は、もう一度初めから予約操作を行ってください。

1. 今回のご案内について

Q1-1	いつも車検は最寄のお店にお願いしていますが、なぜ直接このような案内が届いたのですか？
A	前回の車検では、お客様からの依頼を受けたお店が、お客様のお車を当協会事務所に持ち込んで、最終的な検査を受けられています。今回の件につきましては、当協会事務所の検査機器の不備により確認検査をお願いするものとなっておりますことから、お店ではなく、当協会から直接、お車の名義人（使用者）様宛て、ご案内をお送りしたものです。

Q1-2	中古車販売店で購入したので、自分ではまだ車検を受けていないのですが？
A	お車をご購入される前に、以前の使用者あるいは中古車販売店が受検した車検が、今回対象となった事務所・期間での車検に該当したものと思われます。

2. 確認検査について

Q2-1	確認検査とは何ですか？
A	検査機器に不備のあった事務所で該当の期間に受検された自動車の保安基準への適合性を再度確認するための検査をいいます。したがって、通常の車検とは異なり、適合していることが確認されても、車検の有効期間が新たに延長されるものではありません。

Q2-2	確認検査は、必ず受けなければならないのですか？
A	確認検査は強制ではありません。したがって、受検しない場合でも、お手元の車検証が使えなくなるということはありませんが、安全確保の観点から受検して頂きますようお願いいたします。

Q2-3	確認検査の費用はかかりますか？
A	確認検査は無料です。

Q2-4	確認検査の結果、適合していなかった場合にはどうなるのですか？
A	適合していなかったからといって車検証が使えなくなることはありません。その場合は、協会事務所で内容を説明いたしますので、その後、必要な整備を行ってください。なお、必要な整備を行った後は、再度来所して受検する必要はございません。（整備工場等に整備を依頼した場合は、整備費用が必要になる場合がございます。）

Q2-5	前回車検をお願いしたお店に確認検査の受検を依頼してもいいですか？
A	前回車検をご依頼されたお店をご利用になる場合には、直接お店とご相談ください。（この場合、別途費用が発生する場合がございます。）

3. 検査の受け方について

Q3-1	協会の事務所にはいつ行けばいいですか？
A	次回の車検までの期間でしたらいつでも受検可能ですが、できるだけ早めの受検をご検討ください。 受検の際はあらかじめ検査希望日を別紙2によりご予約のうえ、できるだけ午後の時間帯（受付時間：午後1時～4時45分）に御来所ください。なお、午前中（受付時間：午前8時45分～11時45分）でも受検は可能ですが、午前中は一般の車検業務で混雑している場合が多いため、相当時間お待ち頂く場合がございます。なお、午後3時以降が比較的スムーズに受検いただけます。

Q3-2	受検は案内状の本人が行く必要がありますか？
A	受検は案内状のご本人（車検証記載の使用者）でなく、他の人でも可能ですので、ご都合のつく方とご相談いただければ幸いです。また、その際は、委任状などは必要ありません。

Q3-3	検査当日持って行くものはありますか？
A	同封の「お詫びとお願い」と「自動車検査証」（車検証）をご持参のうえ、該当の車両で御来所ください。（通常、車検証は自動車のダッシュボードなどに入っています。）

Q3-4	検査当日はどのようにすればいいですか？
A	受検の際はあらかじめ自動車から荷物等を降ろしておいてください。 検査当日は、以下の手順で検査を受けてください。 ①事務所の検査受付窓口へ「お詫びとお願い」と「車検証」を提出し、受付をします。 ②検査コース入口に自動車を移動します。 ③確認検査も通常の検査コースで行います。ご自身で運転して検査を受けていただきますので、不安な方、不慣れな方は職員にお申し出ください。職員がご案内いたします。

4. その他

Q4-1	記載されている住所（または、氏名・車両番号など）が間違っているのですが？
A	状況を確認いたしますので、確認検査専用窓口（tel 050-3684-6051）にご連絡ください。

Q4-2	今回案内のあった車両は既に譲渡（または、処分など）しているのですが？
A	行き違いで今回のご案内をお届けしてしまった可能性もございます。申し訳ありませんが、今回の案内は破棄していただきますようお願いいたします。

Q4-3	確認検査に要する費用は負担していただけますか？
A	大変申し訳ありませんが、確認検査に要する費用（交通費、休業補償、整備費用など）を負担することは一切いたしかねますことをご了承ください。